

2. 訪問看護事業重要事項説明書（介護保険用）

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、北茨城市条例の規定に基づき当ステーションが説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所の名称	北茨城市民病院 訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒319-1711 北茨城市関南町関本下 1050 番地	
電話番号	0 2 9 3 - 4 6 - 1 1 2 1	
指定年月日・事業所番号	平成 30 年 7 月 1 日	0 8 6 1 5 9 0 0 6 5
管理者の氏名	日下 裕美	
通常の事業の実施地域	北茨城市（中山間地域を除く）、福島県いわき市勿来町	

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅において療養する患者等で主治医が必要と認めた方に対し、その居宅において看護師等による療養上の世話又は診療の補助を行うことにより、安心して居宅での療養生活ができるようにすることを目的としています。
運営の方針	(1) 利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において自立した日常生活が送れるように、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。 (2) サービスが漫然かつ画一的なものにならないよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービスを提供するとともに、自ら提供するサービスの質を評価し、常に改善を図ります。 (3) 地域との結びつきを重視し、保健、医療、福祉機関との綿密な連携に努めます。

3 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで、第 1、第 3 及び第 5 土曜日 ただし、国民の祝日（振替休日を含む。）及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く。
営業時間	月曜日から金曜日までは、8 時 30 分から 17 時 15 分まで 第 1、第 3 及び第 5 土曜日は、8 時 30 分から 12 時 30 分まで ただし、利用者の病状などの理由により必要な場合に対応できるよう、24 時間対応可能な体制を整えるものとします。

4 職員体制

管理者	常勤	1人（兼務）
看護師	常勤	3人
看護師	非常勤	1人
事務職員	常勤	1人

5 利用料

(1) 介護保険 訪問看護の利用料

介護保険「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割～3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額の全額を御負担いただいております。

【基本部分】

(訪問看護)

サービスの内容 1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

(介護予防訪問看護)

サービスの内容 1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

当ステーションは茨城県知事届出により、上記の基本利用料に下記の項目が加わります。

サービスの内容	基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
看護体制強化加算Ⅱ (介護)	2,000円	200円
(支援)	1,000円	100円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
初回加算	新規利用者に初回の訪問看護を提供した場合		
	退院日当日の訪問	3,500 円	350 円
	退院日翌日以降の訪問	3,000 円	300 円
夜間・早朝 加算	夜間（18:00～22:00）または早朝（6:00～8:00）にサービス提供する場合	基本利用料の 25%	
深夜加算	深夜（22:00～翌朝 6:00）にサービス提供する場合	基本利用料の 50%	
長時間 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3,000 円	300 円
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、状態に応じて必要なサービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1 月につき）	I	5,000 円 500 円
		II	2,500 円 250 円
緊急時 訪問看護加算 I	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1 月につき）	6,000 円	600 円
複数名 訪問看護加算	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して訪問看護を行った場合（1 回につき）	30 分未満	2,540 円 254 円
		30 分以上	4,020 円 402 円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して訪問看護を行った場合（1 回につき）	所定単位数の 5%	

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
退院時共同指導 加算	退院する際に主治医等と連携して在宅生活での療養上必要な指導を行った場合 ただし、特別管理加算対象者は1月に2回 (1月につき)	6,000 円	600 円
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ※介護予防訪問看護は対象外 (当該月につき)	25,000 円	2,500 円

(2) 交通費等の実費相当額

訪問看護の実施に伴い必要な費用として、下記の通り実費相当額を頂きます。

(距離の端数は四捨五入とする)

費用の種類		実費相当額
交通費 往復分	通常の事業の地域を超えてサービスを行った場合	1 kmあたり 20 円
吸引器等 機器レンタル料 専用チューブ代	4日目から	1日あたり 30 円
	1本	170 円
死後の処置料	故人に対して行う処置料として	11,000 円
訪問キャンセル料	当日キャンセルの場合 (緊急時の入院等は除く)	当日利用料の 50%

(3) 支払方法

上記(1)及び(2)の利用料は、月ごとにまとめて翌月の10日以降に請求書にてお知らせしますので、お受取後20日以内に次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金その他の費用に係る領収書等について、現金払いにおいては支払い後に、また銀行振り込みにおいては振り込みの確認ができた後速やかに交付します。

支払い方法	支払い先等
銀行振り込み	筑波銀行 磯原支店 普通預金 口座番号 653455 名義人氏名 北茨城市民病院 事業管理者 田渕 崇文
現金払い	市民病院内、訪問看護ステーション窓口にてお支払ください。

6 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行う指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	北茨城市民病院
	氏名	
	所在地	北茨城市関南町関本下1050
	電話番号	0293-46-1121

7 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員等及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 感染症発生時の対応

指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、必要時には予防対策を講じて訪問を行います。

9 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。
原則として自治体の発出する避難指示に従い、災害時の情報や被害状況を把握し安全を確保した上で利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携を行い、必要時に訪問を検討します。

10 高齢者虐待防止の対応

ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
また、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た御利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

1 2 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当院の下記の窓口でお受けします。

苦情相談窓口	電話番号	0 2 9 3 - 4 6 - 1 1 2 1	
	担当部署	訪問看護ステーション管理者	日下 裕美

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関 茨城県地域	北茨城市市民福祉部高齢福祉課	0 2 9 3 - 4 3 - 1 1 1 1 (代)
	茨城県国民健康保険団体連合会	0 2 9 3 - 0 1 - 1 5 6 5
	(社福) 茨城県社会福祉協議会	0 2 9 2 - 4 1 - 1 1 3 3
	茨城県保健福祉部長寿福祉 推進課	0 2 9 3 - 0 1 - 3 3 3 2
福島県地域	いわき市役所保健福祉部長寿介 護課	0 2 4 6 - 2 2 - 7 6 1 6
	福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0
	福島県社会福祉協議会	0 2 4 - 5 2 3 - 1 2 5 1
	福島県保健福祉部介護保険室	0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 4 5

1 3 サービスの利用に当たっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめ御了解ください。

- ・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当院の担当者へ御連絡ください。